

○湖南衛生組合議会会議規則

昭和36年8月1日
議会規則第1号

(議員の参集)

第1条 議員は、会議当日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。

(議席)

第2条 議員の議席は、議員が選挙された最初の会議において議長が定める。

2 補欠議員の議席は、前任議員の議席とする。ただし、同一市の補欠議員が2人のときは、議長がこれを定める。

3 議席には、番号を付ける。

(会期)

第3条 会期は、議長が議会に諮つてこれを定める。会期の延長についても同様とする。

2 会期は、召集された日から起算する。

(議会の開閉)

第4条 議会は、議長がこれを開閉し、議員にその旨を知らさなければならない。

(会議時間)

第5条 会議時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、議長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(管理者への通知)

第6条 会期を定めたとき、又は会期を延長したときは、議長は直ちにこれを管理者に通知しなければならない。

(議案の提出)

第7条 議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由を付し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、文書をもつてこれを議長に提出しなければならない。

2 議長は、発議案を印刷して、各議員に配布しなければならない。

3 管理者の提出する議案についても、前項の規定を準用する。

(議案の撤回等)

第8条 議題となつた議案及び動議を撤回し、又は訂正しようとするときは、提案者の請求に基づき、議会の承認を要する。

(開議の宣告)

第9条 開議は、議長がその席について宣告する。散会、延会、中止又は休憩についても同様とする。

(延会)

第10条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に満たないとき、又は会議中に定足数を欠くに至つたときは、延会することができる。

(退場禁止等)

第11条 議長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めたときは、議場に現在する議員の退場を禁止し、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

(議場外議事)

第12条 議題のほか議事の中に起こつた事件は議長がこれを決し、又は議会に諮つてこれを決する。

(議事日程)

第 13 条 議長は、開議の日時、会議に対する事件及び順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布しなければならない。

2 議事日程に定めた日に、その記載事件の議事を開くことができなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は改めてその日程を定めなければならない。

(議事日程の変更)

第 14 条 議長は、必要があると認めたときは、会議に諮つて議事日程の順序を変更し、又は追加することができる。

2 議員から日程の順序の変更又は追加の動議が提出されたときは、討論を行わないで会議に諮り、これを定めなければならない。

(動議)

第 15 条 動議は、他に特段の規定がある場合のほか、1 人以上の賛成者がなければ、これを議題とすることができない。

(発言の許可)

第 16 条 会議で発言しようとする者は、挙手して「議長」及び議席番号を告げて議長の許可を受けなければならない。

2 2 人以上から同時に発言の求めがあつたときは、議長は挙手の先順位者と認めるものから許可する。

(発言)

第 17 条 発言は、議長の許可を得た後、自席ですることができる。

2 発言は、簡明を旨とし、議題外にわたつてはならない。

(質疑)

第 18 条 質疑は、同一の議題について 1 人で 3 回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(討論)

第 19 条 質疑が終わつたとき、又は動議が議題となつたときは、討論に入る。

2 討論は、同一の議題について 1 人で 2 回におよぶことはできない。

(発言時間の制限)

第 20 条 議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に必要があると認めたときは、その時間を制限することができる。ただし、出席議員 2 人以上の異議があつた場合は、会議に諮つて決めなければならない。

(一般質問)

第 21 条 議案以外の一般組合事務に関して質問しようとする議員は、会議の前日までにその要旨を議長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(議長の議員としての発言)

第 22 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき、発言が終わつた後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の評決を終わるまでは、議長席に復することはできない。

(質疑、討論の終結)

第 23 条 議長は、なお発言者がある場合でも、論旨が尽きたと認めたときは、質疑又は討論の終結を宣告することができる。

2 質疑又は討論終結の動議を議題とするには、2 人以上の賛成者を要する。

3 前項の動議については、議長は討論を行わないで会議に諮つて決めなければならない。

(議案修正の動議)

第 24 条 議案修正の動議を議題とするには、法第 115 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者を要し、その他のものについては 1 人以上の発議者を要する。

2 前項の動議は、発議者が連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。

(採決)

第 25 条 議長は、裁決しようとするときは、その議題を宣告しなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人もその議題について発言することはできない。

(表決)

第 26 条 採決宣告の際、議場にいる議員は、表決に加わらなければならない。

2 表決には、条件を付けることができない。

第 27 条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長が必要と認めたとき、又は議員から要求があつたときは、会議に諮り、記名投票又は無記名投票によることができる。

(投票)

第 28 条 前条の規定による投票用紙の様式は、議長がこれを定める。

2 投票による場合、議題を可とする議員は「賛成」、議題を否とする議員は「反対」の旨を投票用紙に記載しなければならない。

(採決結果の宣告)

第 29 条 議長は、裁決の結果を宣告しなければならない。

2 議長は、議題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めたときは、直ちに可決の旨を宣告することができる。

(選挙)

第 30 条 議会において行う選挙の投票用紙の様式は、議長がこれを定める。

(立会人)

第 31 条 投票により選挙を行う場合においては、議長は議員中から 2 人の立会人を指名して、投票の点検に立ち合わせなければならない。

2 投票の効力は、議員が立会人の意見を聞いて決定する。

(選挙結果の報告)

第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議会に報告するとともに、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(関係書類の保存)

第 33 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期中関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(秘密会)

第 34 条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させるものとする。

(会議録)

第 35 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 出席議員の氏名及び説明のため出席した者の職氏名
- (2) 開会、開議、延会、休憩、議事の中止、散会及び閉会の年月日時刻
- (3) 議事日程及び諸般の報告
- (4) 議事の顛末
- (5) 前各号のほか、議長又は議会において必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、秘密会の議事及び議長が取り消させた発言は会議録に記載しない。

(署名議員)

第 36 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議の始めにおいて指名する。

(異議の決定)

第 37 条 会議録に記載した事項について、異議があるときは、議長がこれを決する。

(請願)

第 38 条 請願書には提出年月日、請願者の住所、氏名を記載し、捺印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。

(請願の採否)

第 39 条 議長は、請願書を受理したときは、議会に諮つて採否を決定しなければならない。

(請願の送付等)

第 40 条 議長は、採択された請願で、管理者に送付すべきと認めたものは、直ちにこれを送付し、同時にその処理の顛末について報告を要求しておかなければならない。

2 請願の結果については、その理由を付し、紹介議員を経て請願者に通知しなければならない。

(陳情書の取扱い)

第 40 条の 2 陳情書の内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理するものとする。

(議員の欠席)

第 41 条 議員は、議会に出席できないときは、あらかじめその理由を議長に申し出なければならない。

(議員の辞職)

第 42 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 議長は辞表を議会に諮り、討論を行わないでその許否を決めなければならない。

3 議長は、閉会中において、議員の辞職を許可したときは、直ちにその旨を各議員及び管理者に通知しなければならない。

(品位の尊重)

第 43 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議長の秩序保持権)

第 44 条 すべて規律に関する問題は、議長が決める。ただし、議長は、討論を行わないで議会に諮つて決めることができる。

(懲罰)

第 45 条 議長に懲罰事犯があるときは、議長は、議会に諮つて懲罰に付することができる。

(協議又は調整を行うための場)

第 46 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決によりこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるときは、協議等の場の名称、目的、構成員、召集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(議員の派遣)

第 47 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 48 条 この規則の疑義及びこの規則に規定していない会議に関する必要な事項は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決定しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 37 年 1 月 5 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 40 年 10 月 1 日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（平成 14 年 2 月 22 日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 6 月 28 日議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 2 月 2 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 11 月 25 日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 46 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する一般的な事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長